○農林水産省告示第二千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字笹ケ浴一一二八、一一三七の一、一一三七の二、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四五、字御除村一一六六の三（次の図に示す部分に限る。）、一一六六の一二、一一六六第三の二、一一六六第四、一一六七の二、陶字嘉村崎一一四一、一一四二、防府市大字真尾字仁賀野三八七の一、三八七第三第三、三八七第三第五から三八七第三第七まで、三八七第三第一〇から三八七第三第一五まで、字綾ケ峰四二四の二（次の図に示す部分に限る。）、四二四の七九、四二四の一四三、四二四の一四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹ケ浴一一二八・一一四五・字御除村一一六六の三・一一六七の二・字嘉村崎一一四一・一一四二・字仁賀野三八七第三第五・三八七第三第一四・字綾ケ峰四二四の二・四二四の七九（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字休家一六五七、一六六三、一六六六、一六六八、防府市大字真尾字大景四七、四八の一、四九の一、五〇の一、字坪谷五一、七四の一、七四の二、七五、八〇、字平床七六、字障子原八一の一、八一の二、八二、八三の一、字遠見平九〇、九〇第一、字上ノ原九一、九二、大字大崎字大岩三二二、字鳶岩三二六の三、三二七、字初ケ尻三二八、三三〇、三三一、三三二の一、三三二の二、字大井手三三三の一、三三三の二、大字牟礼字真尾峠四四九の一、四四九の二、字峠下四四九の六、四四九の七、字原ノ上五二三の二、五二三の三〇から五二三の三三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字休家一六六八・字大景四七・四八の一・四九の一・五〇の一・字坪谷五一・字遠見平九〇第一・字上ノ原九一・字鳶岩三二六の三・三二七・字大井手三三三の一・三三三の二（以上一二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　山口県防府市大字下右田字片山一九の一・一九の二・一九の六から一九の八まで・二〇の一から二〇の五まで・五九・一六〇の一・一六一の一から一六一の七まで・一六二の一・一六二の二・一二六二の一（以上二二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び防府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　栃木県日光市東小来川一六四六から一六五八まで、一六六〇から一六六七まで、一六七二から一六七八まで、一六七九の一から一六七九の三まで、一六八〇、一六八二から一六九〇まで、一六九二から一六九五まで、一六九九から一七〇六まで、一七一二、一七一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市白岩町字高谷一一七四（次の図に示す部分に限る。）、一一七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高谷一一七四・一一七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字滝ノ沢一三八四の五から一三八四の九まで

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字大叶一三八二の二（次の図に示す部分に限る。）、一三八二の三から一三八二の八まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）